

中野区通学路交通安全プログラム

～通学路の交通安全確保に関する取組の方針～

平成27年12月

中野区

1 はじめに

平成24年度に、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的に、関係機関による緊急合同点検の実施について要請があった。

これを受け、平成24年8月に、中野区教育委員会は、学校、PTA、道路管理者、交通管理者と連携・協力し、区立小学校全校の通学路における緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について協議・実施をした。また、平成25年度及び平成26年度においても、合同点検を実施している。

これらのことにより、通学路の安全確保については一定の成果が得られた。引き続き、関係機関の連携体制を強化し、通学路の交通安全確保の取組を効果的に行うため、このたび「中野区通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携し、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていくこととする。

2 中野区通学路安全推進連絡会の設置

通学路の合同点検を実施するにあたり、関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「中野区通学路交通安全推進連絡会」を設置する。

- ・都市基盤部（土木事業調整担当）
- ・都市基盤部（道路整備担当）
- ・経営室（生活・交通安全担当）
- ・教育委員会事務局（学校教育担当）
- ・中野区立小学校
- ・中野区立小学校PTA
- ・中野警察署交通課交通規制係
- ・野方警察署交通課交通規制係
- ・東京都第三建設事務所

※平成29年4月1日より変更

3 通学路の交通安全確保に関する取組方針

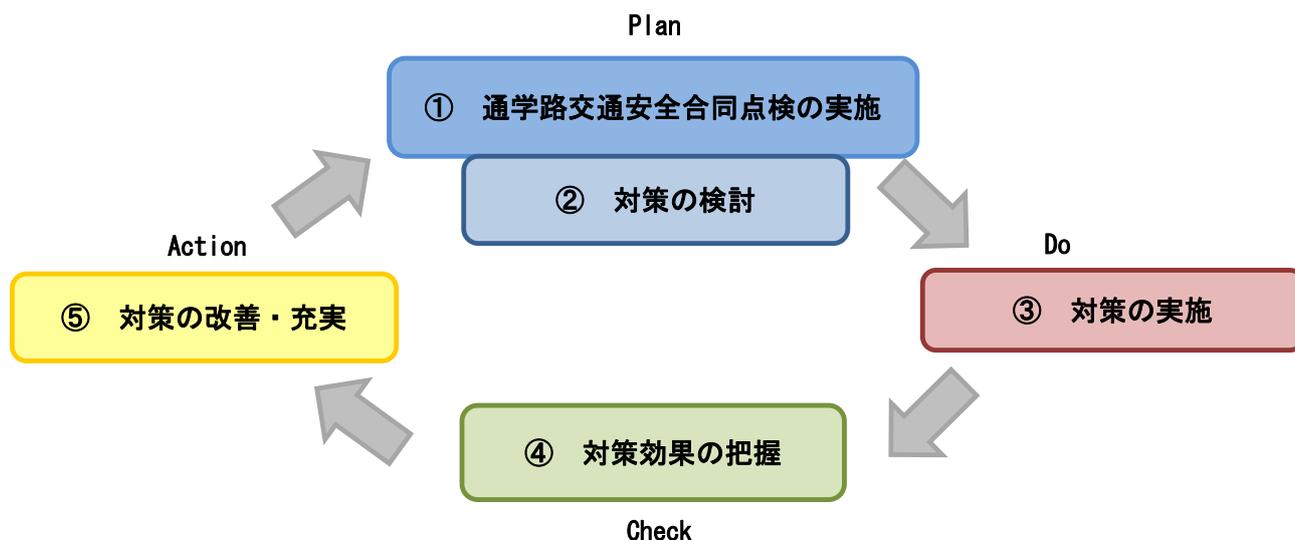
(1) 基本的な考え方

文部科学省、国土交通省、警察庁による「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日付）に基づき、継続的な連携推進体制

を構築するとともに、各小学校長が指定した通学路*の安全を確保するため、取組の効果的・効率的な実施を図る。

*通学路とは、児童等が安全に通学するために利用すべき道路として、学校長が指定するものである。

《通学路交通安全確保のためのPDCAサイクル》



(2) 定期的な点検の実施

① 各小学校における通学路交通安全点検

○各小学校は、PTA等の学校関係者と年に1回程度、通学路の交通安全点検を実施する。点検により、交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出する。

○各小学校は通学路交通安全点検後、「区立小学校通学路交通安全点検記録書」(別添1)を作成する。作成にあたっては、通学路図の活用や写真での記録などの工夫をする。また、記録書は、通学路合同点検の際に使用することとし、合同点検実施まで各小学校において保管する。

○危険箇所の抽出にあたっては、地域の実情に応じて、通学路交通安全点検における危険箇所の把握・抽出にあたっての観点を参考にして行う。

【通学路交通安全点検の実施及び危険箇所の把握・抽出に当たっての観点(例示)】

1	危険・要注意箇所があるか
	道路の幅がせまい 見通しが悪い 人通りが少ない 人が身を隠しやすい場所が近くにある 大型車が頻繁に通る
	など

2	通学路の交通安全が確保されているか
	歩車道が区別され、防護設備（ガードレール、ポール等）の設置がある 信号機（歩行者用含む）、横断歩道が適切に設置されている 交通規制が適切に行われている 通学路の標識が適切な箇所に設置されている <div style="text-align: right;">など</div>
3	交通ルールが守られているか
	交通規制が守られている （例：車両通行禁止の規制が守られている） 駐車違反がない 歩道に障害物（放置自転車等）がない <div style="text-align: right;">など</div>

② 関係機関による合同点検

○実施時期

区立小学校ごとに、それぞれ2～3年に1回、合同点検を実施する。実施校については、毎年度当初に定め、学事担当が関係部署へ周知する。

なお、重大事故の発生など緊急性がある場合、国からの要請がある場合等においては、年度当初に定めた計画によらず、必要に応じて合同点検を実施する。

○実施方法

効率的、効果的に合同点検を行うため、各小学校で実施した通学路交通安全点検の記録に基づき、実施する。

○合同点検の体制

中野区通学路安全推進連絡会の構成員により、小学校ごとに実施する。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から、対策が必要なことが明らかとなった箇所については、道路管理者や交通管理者の助言を得て、道路の整備や防護柵設置、道路標識の設置、道路標示の補修等のハード対策や、交通規制や交通安全教育等のソフト対策など、具体的な実施メニューを中野区通学路安全推進連絡会の構成員で検討する。

(4) 対策の実施

対策が円滑に進むよう、関係機関が連携を図り、対策を実施する。

【役割】

- 道路の整備・・・道路管理者
- 交通規制等・・・交通管理者（警察）
- 交通安全教育・・・学校

(5) 対策効果の把握、改善・充実

合同点検の結果に基づく対策の実施後、その効果を把握し、さらに対策内容の改善や充実を図る。

【効果の把握方法】

学校からの聞き取り、PTA等へのアンケートの実施など

《点検・対策の手順》

実施時期	内容	実施機関
4月	○対象小学校へ通学路交通安全合同点検実施通知を送付	教育委員会
5月上旬～中旬	○対象小学校において、通学路交通安全点検の実施または実施記録の整理により、危険箇所を抽出 ※合同点検の対象となっていない小学校においても、年間の点検日程をPTAと調整し、原則年1回、通学路交通安全点検を実施する。	各学校、PTA
5月下旬～2月	○通学路交通安全合同点検の実施 ○対策の検討及び実施	学校、PTA、道路管理者、交通管理者（警察）、教育委員会
	○対策効果の把握	教育委員会
3月	○対策箇所図及び対策箇所一覧表の公表	教育委員会
	○対策の改善・充実	道路管理者、交通管理者（警察）、教育委員会、学校、PTA

4 通学路交通安全合同点検結果の公表

各小学校の点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するため、「対策箇所一覧表」（別添2）及び「対策箇所図」（別添3）を作成し、ホームページ等で公表する。